

第46回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和5年7月11日（火）

開会 午前10時00分

○事務局（楠本課長代理） お待たせいたしました。定刻が参りましたので、ただいまから第46回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、環境局事業部事業管理課まち美化担当課長代理の楠本でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、ただいま出席頂いております委員の皆様方は、委員7名中7名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

ここで傍聴の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局からお配りさせていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴して頂きますよう、ご協力をお願いいたします。

まず、本日、小谷委員におかれましてはウェブでの参加になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。なお、お名前のみのご紹介とさせていただきますので、ご起立の上、一言ご挨拶をお願いいたします。

初めに、委員長の青木委員でございます。

○青木委員長 委員長の青木です。よろしくお願いいたします。

○事務局（楠本課長代理） 委員長代理の小谷委員でございます。

○小谷委員長代理 小谷でございます。オンラインで参加となります。よろしくお願いいたします。

○事務局（楠本課長代理） 近藤委員でございます。

○近藤委員 おはようございます。近藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（楠本課長代理） 佐々木委員でございます。

- 佐々木委員 佐々木です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（楠本課長代理） 谷内委員でございます。
- 谷内委員 谷内です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（楠本課長代理） 玉川委員でございます。
- 玉川委員 玉川です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（楠本課長代理） 山内委員でございます。
- 山内委員 山内です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（楠本課長代理） 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。環境局長、堀井でございます。
- 堀井局長 堀井でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（楠本課長代理） 環境局事業部長、川島でございます。
- 川島部長 川島でございます。本日もよろしくお願いいたします。
- 事務局（楠本課長代理） 環境局事業部まち美化担当課長、木村でございます。
- 木村課長 木村でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（楠本課長代理） また、関係局につきましても出席させて頂いております。健康局受動喫煙防止対策担当課長、岡村でございます。
- 岡村課長 岡村です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（楠本課長代理） 危機管理室危機管理課長、木村でございます。
- 木村課長 木村です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（楠本課長代理） 消防局予防課長、黒田でございます。
- 黒田課長 黒田でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（楠本課長代理） 建設局公園緑化部企画運営担当課長、池松でございます。
- 池松課長 池松です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（楠本課長代理） それでは、議事に入ります前に、ここでお手元にお配

りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の大阪市路上喫煙対策委員会、次第でございます。次に、委員名簿と本日の配席図でございます。次に、第46回大阪市路上喫煙対策委員会資料と記した説明資料でございます。また、条例規則をまとめた参考資料もお配りしております。資料の漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、以降の議事につきましては青木委員長に進行をお願いしたいと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

○青木委員長　おはようございます。それでは、第46回の委員会を開催したいと思います。本日も暑い中、お集まり頂きましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に早速入りたいと思います。令和4年度の路上喫煙対策に関する取組状況ということで、事務局からご報告頂いた上で委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。

では、事務局からご報告をよろしくお願いいたします。

○木村課長　まち美化担当課長、木村でございます。

そうしましたら、資料に即してご説明させていただきます。先生方におかれましては、令和3年度の報告や過年度の分もご説明させて頂いておりますし、昨年から開催回数が多かったので、適宜ご紹介していたものもございますが、本日、傍聴頂いている方もいらっしゃるしますので、昨年度の取組全体を報告させていただきます。

まずは1ページめくって頂きまして、昨年、委員会でも2025年の1月に向けて、大阪市が今の禁止地区だけではなくて、市内全域の路上喫煙を禁止していくことについてお知らせした方が良かったらというご意見も戴きまして、昨年は今までの広報周知に加えて、2025年の1月に向けて、市内全域の路上喫煙禁止に取り組んでいる旨の表示を適宜追加してきているところです。

(1) が新しい啓発ポスターで、こちらは専門学校の学生さん達にご協力頂いて、

事業内容を知って頂いた上で、効果的な絵として作って頂いたものを記載しています。

(2) が啓発動画で、過去に作った動画の再生回数も少なかったこともあり、全域禁止をPRしていきたいと新たに動画を作成したものです。こちらは今年度に入ってから、ユーチューブで環境局から発信していますが、昨日見たところ258回再生ということで、前の動画よりは少し伸びてきたかなと思っています。旧の動画を見ましたら、今、1,014回ということで、再生回数は前回ご報告したとき800回程でしたので、少し伸びたような状況でした。動画については、報道機関がニュースのタイミング等で動画を作成してアップしてくださったり、直接市長に見解を求めて、それを動画にされて発信してくださったりします。昨日見ましたら、民放では1.6万回再生されているような動画もありまして、私達が作った動画だけではなくて、報道機関等が発信して頂いている動画がかなり関心を持って見て頂けているという状況が分かりました。

(3) は、こちらも例年の取組になりますが、成人式を迎えられる方達に改めて大阪市が路上喫煙の防止に取り組んでいるということを知って頂いて、禁止地区で吸った場合は、違反者には1,000円の過料が徴収されるということをご紹介しております。この間、QRコード等も付けてご案内した方が情報量が増えるから良いというご意見も戴いていましたので、QRコードも付けて新成人の方達にご紹介しました。

続きまして、2ページ目が過料処分件数です。過料処分につきましては、全体的な流れとして、この条例が平成19年度に施行いたしまして、そこから最初に1万件ぐらいいまで過料処分件数が伸び、それから徐々に落ち着いていって、禁止地区を1つ増やす度に、その地区で新たに徴収を開始することになりますので、少し増えて、また落ち着いてというのを繰り返しながら件数は推移しています。

この3年の状況を一覧表に上げてまして、令和2年度は3,227件、令和3年度は2,930件となっており、令和4年度は4,225件と大きく増加しております。一方、コロナ禍ということもございまして、この数年が人の移動も少なかったことに

加えて、喫煙所も感染症対策で閉鎖していた時期もございまして、その期間はどちらかというところ、そこで吸わないように予防措置に努めてきたところもございまして、過料処分件数が少なかったところではあります。ちなみに令和元年度は3,999件、平成30年度は4,290件ということで、令和4年度はコロナ禍前の水準に戻ってきている状況です。また、昨年度末頃から観光客の方達も戻ってきている状況もございまして、少し増要素があるというのが私達担当者の感覚です。令和5年度は、今、3か月経過しまして、大体昨年度並みか微増ぐらいの感じで増えてきていると思っています。それに加えて外国人の方の過料徴収も増えてきているというのが現場の感覚です。

続きまして、3ページ目に移らせて頂きます。こちらは大阪市の市民の声という制度、メール、電話、中には直接来庁してご意見を戴くこともございまして、その総数を上げています。特に令和2年度の健康増進法の改正の時にかなり大幅に伸びたというのがございまして、令和元年度の389件から令和2年度で634件とかなり増えてきて、令和3年度も816件となっていました。令和4年度は少し落ち着いて508件、令和3年度に比べると少ない状況でした。

内訳については、(2)で、内容別に①から⑤まで分類しております。同じ方が1つの申出の中で、例えば①と②の内容を一緒に伝えて頂くこともあります。こちらは意見数として複数数えていますので、(1)の件数508件よりも多い835件となっています。全体の件数が減っているのですが、前年度比としては全てマイナスになっているところですが、特にほとんどが減となっている中で、受動喫煙の減が少なく、マイナス9件となっています。右の円グラフで令和4年度の意見項目として多かったものから順番に並べています。一番多かったのが「路上喫煙対策の強化」で、2番目が「受動喫煙」、3番目が「啓発の充実、灰皿の撤去」となっています。ちなみに昨年は、この①の「路上喫煙対策強化」が31%で、同じぐらいの比率でした。

②の「受動喫煙」に関しては、令和3年度は18%だったものが10%伸びて28%に増えています。

③の「啓発の充実、灰皿の撤去」は、令和3年度に28%あったものが、19%と少し落ち着いてきている状況です。

資料には記載してはいないのですが、主な意見として、まず路上喫煙の対策強化に関しては、指導啓発体制として、指導員の巡回をもっと増やしてほしいという意見や、夜間の喫煙も取り締まってほしいという意見もございました。また、市内全域の路上喫煙禁止に向けた報道や、環境局が行う情報発信もありますので、それに対する意見も寄せられまして、全域禁止に関する意見としては、合計56件、その内54件は賛成の意見でした。主な意見としては、2025年では遅すぎるからもっと早くしてほしいであるとか、喫煙所をもっとたくさん作ってほしい、具体的にこの駅とか、この周辺に喫煙する場所がない等の意見も寄せられています。また、全面禁煙をもっとアピールしてほしいということで、市長に直接発信して頂くとか、SNS等を活用してほしいといった意見もございました。

反対の2件については、1つは喫煙者の方が、ちょっと喫煙者に厳し過ぎるんじゃないかという意見、もう1つは、反対の理由として、外国人にきちんと過料徴収できるのかという懸念、住宅街等、場所によっては過料適用がなかなか難しい場所もあるのではないかと、不明な点が多いから教えてほしいという意見がございました。

次に、2番目に多かった「受動喫煙」に関してですが、具体的に個別の地下鉄の駅の出入口付近で喫煙している人が多くて、地下まで煙が流れてきているから何とかしてほしいという意見、公園を喫煙禁止にしてほしいという意見。あと、自転車を運転しながらの喫煙をしっかり取り締まってほしいという意見がありました。

また「啓発の充実」については、これまでも紹介させて頂きましたが、店舗の前の灰皿をどけるように指導してほしいとか、駅に路上喫煙防止のポスターを貼ってほしいという意見等が寄せられています。駅については具体的な駅名が書かれている時は、その駅の管理者へ、そういった声が寄せられていることを説明して、ポスターを貼って頂いたりすることもございます。最近の事例では、一つの駅にその話をすると、同

じ会社の他の駅にも共有して頂いて、余分に渡したポスターを他の駅にも渡して貼って頂いたということもありましたので、そういった声をきっかけに改善、周知の啓発等をしています。

他には「たばこのポイ捨て」としては、道路の排水溝や雨水桝に捨てられていることが多いという意見や、公園に落ちているたばこの吸い殻は、子ども達がもし口にしてしまったら危ないから注意喚起してほしいという意見等もございました。その他の意見としては、指導員に対するご指摘として、少し対応が悪かったというようなご指摘であるとか、喫煙所に屋根をつけてほしいという意見もございました。

広聴については、環境局に寄せられているのはこれだけですが、それ以外にも健康局とか、建設局にも寄せられているみたいですので、少しご紹介をお願いします。

○岡村課長 健康局です。

健康局では令和4年度におきまして、受動喫煙に関わる通報が全部で682件、案件として寄せられております。うち、こちらと関係ございます屋外に係る内容は293件ということで、約43%、半数程を占めていると、そのような状況になっております。私どもとしましては、やはり法律では、屋外についても喫煙する際には周囲に配慮しなければならないとなっておりますので、環境局、それから建設局、関係部局と連携して周知啓発に努めているところでございます。

以上です。

○池松課長 建設局の池松です。

私は公園の担当の部署にいますのですけれども、公園の方に寄せられるご意見としましては年間大体数十件、多い時で100件は行かないぐらいなんですけれども、大体内容としましては、先程もあったのですけれども、やはり公園の所は子どもさんがたくさん遊んでおられる場所になりますので、子ども達の安心・安全のためにも公園を禁煙にしてほしいというようなご意見でありますとか、これも先程あったのですけど、やはり子どもさん、遊んでおられて、色々なものをつかんだりします。ポイ捨てです

ね、これについてもポイ捨てがされているというようなことで、そういったことを無くしてほしいというようなことでご意見、そういったご意見が多いというような状況でございます、大体例年ですと二、三十件ぐらいが意見として寄せられることが多くなっております。

公園の現状としては以上でございます。

○木村課長　　続きまして4ページに移りまして、たばこ市民マナー向上エリア団体さんの活動状況でございます。こちらにつきましては、表に、昨年度までの団体数と活動回数と参加延べ人数で記載しております。まず、コロナ前の状況を見て頂きますと、団体数はそこまで変わってはいないのですが、参加人数がかなり変わってきております。どちらの団体もやはりコロナの関係でイベントの開催なんかは少なくなってきたこともございますし、一桁異なっているような状況でございます、平成29年度は7万2,000人で、平成30年度、令和元年度は10万人近くの方が参加頂いていたものが、今は一桁違うような形で、令和4年度は9,986人がご参加頂いています。路上喫煙対策だけでなく、清掃活動等もそうですが、この間、どの団体もなかなかボランティア活動等がしにくかった状況もございますので、これからこういった形で参加者を増やしていくか、そういったところをこれから考えて活動を盛り上げていきながら、2025年の1月に向けてやっていくような工夫が必要かと思っております。

具体的には、たばこ市民マナー向上エリア団体については、それぞれの地域での路上喫煙の防止に努めて頂いておりまして、資料の右のデザインののぼりを配付して活動時に利用して頂いたり、啓発時にポケットティッシュを渡したりすることで路上喫煙の防止の案内をして頂いております。これ以外にも商店街でしたら、オリジナルでステッカーを作られて、ここで喫煙してはいけないというものを表示して頂いたり、商店街において、「大阪市では路上喫煙をしないように条例を定めています」という放送を流す等周知して頂いております。

活動回数は少し減っていて、参加人数も令和3年度と令和4年度で比べると随分減っているんですけども、参加人数ですと、5,000人規模のイベントが1つ中止になった影響があり、大きく減っています。活動回数についても、商店街さんの案内の放送について、以前は毎日の放送ということで365回と報告されていたところが、今年は1回として報告された団体もあって、報告の違いが原因なのかと考えるところです。5,000人規模のイベントが無くなったというところが一番大きいかと思っておりますが、一方、これからは万博に向けたイベント等も地域で増えてきますので、そういった機会を捉えて、市民の方と協力して一緒に周知に取り組めたらと思っております。

続きまして、5ページ目に移って頂きまして、令和4年度の取組として大きかったのは、禁止地区を新たに追加しました。その経過としては、御堂筋地区の拡大にはなるんですけども、これまで開放型の喫煙所を閉鎖型に改めて、その時にきちんと喫煙所内に収まって吸って頂くようにということで、喫煙所の周りで吸っている人を過料徴収できるように禁止地区として定め、条例にも喫煙できる範囲も明文化して、整理を行ってまいりました。

こちらの堂島公園の場所については、指定の考え方の所に記載してありますとおり、大阪府が観光トイレを作られたりとか、今後、船着き場や広場を作る予定を踏まえての指定でした。こちらは、新たな喫煙所のタイプだったので、委員会にも報告させて頂き、ご意見を戴いて、設置事例を今後の整備に活かしていきたいと思っております。

その他の取組として、6ページ目に市民アンケート調査の実施について記載してあります。こちらは、民間のアンケート等も参考にしていたんですけども、大阪市の実態がどうなのかを確認したいと考えて実施したもので、喫煙者と非喫煙者が500人に達するまで集計をするという調査方法でして、調査結果としては、道路、公園、広場で喫煙されてる方が、現状として2割ぐらいいたので、その方達をフォローする喫煙

所を整備する必要があるという根拠としても使ったものです。

(2) としましても、前にも少しご報告させて頂いたのですが、2025年1月に向けた市内全域の路上喫煙の禁止の取組と、喫煙所整備の補助制度のご案内等を商店街の関係や、エリアマネジメントの団体等にご紹介をして、一緒に取り組んで頂けるような働きかけをしてきたところです。

令和4年度の取組状況については、以上でございます。

○青木委員長 ありがとうございます。詳細にそれぞれの項目についてご報告を頂きました。それでは、まず委員の皆様から質疑といいますか、ご質問、あるいはこの点、もう少し詳しく説明してほしいというようなことも含めまして、ございましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。どの項目でも結構です。

では山内委員、お願いいたします。

○山内委員 山内です。詳細なご報告ありがとうございます。

アンケートということが幾つかご報告頂きまして、最後の6ページの市民アンケート、これ、昨年行われたということで、もし既にこの場で出ておいたら重複になりますがすみません、どういった質問があって、どんな回答があったかというのを、最初に3ページ辺りでご紹介頂いたのと同じ程度にちょっとお聞きしたいと思います。特に喫煙者500人も対象になっているということで、喫煙者の方がおそらく全面禁止反対という意見もあろうかと思しますので、そういう意見は丁寧に対応する必要があるかと思しますので、その辺り、もしお分かりでしたらお聞きしたいと思います。

○木村課長 山内委員、ありがとうございます。

そうしましたら、委員の皆様には参考資料というファイルを手元に配らせて頂いております。傍聴されている方は、過去に市民アンケートの結果については、この委員会でもご紹介しておりまして、ホームページでも紹介していますので、また機会がありましたら見て頂けたらと思います。

そうしましたら参考資料ファイルの、11番の番号のシールをつけている所を開い

て頂けますでしょうか。すみません、1ページめくって頂きまして、左の18問ですね。合計で18項目についてご質問をさせて頂いてまして、男性の方が63%、女性の方が35%という回答でございまして、喫煙者の方に具体的にどんなたばこを吸われているかというのを2ページの設問の3問目ですが、紙巻きと加熱式をどれぐらい吸われているかを確認させて頂いて、複数回答ではございましたが、4割の喫煙者の方が加熱式たばこも利用されているということが、このアンケートで分かりました。

また、抜粋の説明ですが、3ページ目の5問目のところで、外出先でよく路上、公園、広場で喫煙するという方が、なぜそこで喫煙しているのか理由を聞いたところ、近くに喫煙所がないからという答えが72.9%もございまして、結果、近くに喫煙所があれば、道路や公園、広場といった場所での喫煙を防ぐことができたのかと考えました。

4問目は、先程の路上や公園、広場で喫煙されている方をそれぞれグラフで示してまして、路上が15.4%、公園、広場が10.6%なのですが、これは複数回答でして、これを人数で見ると約2割の方がこの2つの項目のいずれか、もしくは両方で吸っているという回答でした。

あとは4ページの7問目で、大阪市が条例で路上、公園、広場での喫煙をしないように規定していることについて知っているかとお伺いしたら、6割の方は知っているということでしたが、知らない方が4割もいたので、周知をより一層進めないといけないという状況が把握できたところです。

あと、8問目、9問目では、喫煙の時間がどれぐらいかを確認したら、概ね2分から3分内ぐらいで喫煙を終えられているという状況が把握できたところです。

あと、外出時の喫煙回数はどれぐらいあるのかも確認したら、大体1回から2回ぐらいの範囲で、外出先での喫煙回数と、時間がどれぐらいかが分かりました。

あと、次の10ページのところで、喫煙者の方が喫煙するときに日頃意識していることを確認しまして、喫煙者の方達もポイ捨てしないようにとか、子どもや妊婦の方

がいらっしゃる所では喫煙しないようにと、一定配慮されていることが回答結果から分かっておりますし、半数の方は喫煙所を探すようにしている、50%の方は喫煙場所以外では吸わないようにしていると回答されていることから、一定の配慮はされているので、喫煙所に案内できれば、2割の方の路上喫煙の防止に繋がるということが喫煙者の方の回答からも導き出せると事務局では考えたところです。

後は12問目で、路上喫煙に対して気にしないという方も少数ですがいらっしゃったのですけども、気にする方については、どういう点が気になるのかというと、一番多かったのはポイ捨てでした。2番目が受動喫煙の心配でして、3番目が火の不始末による火事の危険とか、たばこによる火傷の危険と続いておりまして、1番ポイ捨てが気になる、2番目が受動喫煙という結果でした。

あとは、9ページまで飛びまして、17問目ですが、喫煙マナーの向上について、どうすれば効果があるのかという質問をさせて頂いたところ、1番多かった答えが新たな喫煙場所の整備、2番目が路上喫煙対策による規制の充実、巡回指導の充実という意見が多く、3番目は市民に対する啓発活動を選ばれた方が多くて、喫煙所の整備が一番効果的だという意見が多かったところです。

雑駁ですが、以上です。

○山内委員　よく分かりました。詳細にありがとうございました。以上です。

○青木委員長　ありがとうございました。その他にいかがでしょうか。

玉川委員、お願いします。

○玉川委員　2ページ目で過料処分件数、ご説明頂きました。主には令和4年度の報告ということだったんですけれども、少し令和5年度に入ってから状況もご報告頂きまして、その中で外国人の過料が増えているというお話を頂いたところです。外国人の方に過料徴収したときに、ちゃんと理解して頂くことができているのかどうか、その辺の状況を少しお教え頂けますでしょうか。

○木村課長 外国人の方達は禁止されていることを知らなかったという方が多いのですが、指導員が喫煙者の方に説明するための、多言語の説明カードを作成しまして、それを見せながら説明をしています。基本的には外国人の方も日本人の方も一緒なのですが、指導する際には、近くに禁止表示があるときはそれを示して、ここに書いてましたよね紹介した上で、本来ここでは吸ってはいけなかったということをご理解頂いた上で過料徴収をするようにしてまして、外国人の方にもそういった点を説明して、特に禁煙表示ですね、言語よりも禁煙マークが分かり易いので、それを見て頂いたら、ご理解が得られやすいというふうに考えてまして、今後の啓発においても、前の委員会でもぱっと見て分かるような表示が良いと意見を戴いていましたので、そういったものを適宜表示した上で禁止の指導をしていく必要があると考えております。ありがとうございます。

○玉川委員 ありがとうございます。基本的には現金での徴収かと思うのですが、現金の持ち合わせがないとか、カードで支払えないのかとか、そういったことはあるのでしょうか。

○木村課長 そうですね、持ち合わせがない場合には、後日、お金を振り込んでもらうための帳票を発行して、送付をして、振り込んでもらうという手続きをしまして、指導の際、徴収の代わりに、本人の身分証明書や支払う意思を確認した上で、帳票を送るので、きちんと振り込んでくださいということを説明し、ご納得して頂いて、振り込んで頂く形で徴収しています。

○玉川委員 分かりました。ありがとうございました。

○青木委員長 ありがとうございます。そうしますと旅行者の方とかは、なかなかそういうわけいかず、旅行者はどうしてるんでしょうね。

○木村課長 そうですね、外国人の方で納付書を発行したというのは見たことがないので、また確認してみます。今後、すぐに取りかかれるかどうかというのはあるのですが、今後、支払い方法についても、できるだけ皆さんからきちんとご理解頂いて

過料徴収をしたいので、他都市の状況等も見ながら、収入方法については、また検討を進めてまいりたいと思います。

○青木委員長　ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

そしたらすみません、小谷先生、お願いします。

○小谷委員長代理　小谷でございます。

私も過料処分件数の件なのですが、1つは今、ご質問にあった関連で、以前にもこのお話はあったと思うのですが、やはり外国人の特に観光客の方がこれからまたコロナを明けて増えてくるという中で、何て言いますかね、観光案内所とか、あるいは旅行関係の事業者の方にも協力を求めるような話も過去にあったように記憶していますので、その辺りもまた連携強化と言いますか、ご協力頂くような取組というの、これから進めて頂いてご報告頂くと、力強いのではないかなと思っておりますし。

あと、やはり京都市とか、そういった観光客が潜在的に多かった地域等の例はかなり参考になるのではないかなと思いますので、今ありましたとおり、特にお支払いを確保するという点でもかなり難しいところが度々出てくるのかなと思いますので、今、色々な徴収方法が緩和といいますか、色々な方法が取れるように拡大もしてきておりますので、そういったものを活用頂ければ良いのかなというふうに思っております。

あと、もう一点目、ご説明にあったかもしれないですけども、令和5年度についても、この3か月についてご報告を頂いてるところなのですが、大体は例年と同程度で推移ということではありますが、一番上の御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂・こども本の森中之島周辺等の所は、少し多いのかなというふうに、大体4分の1ぐらいなので、これを4倍するとちょっとオーバーするのかなという感覚がありますが、この点について、もう少しこの数字の増え方についてのご説明を頂けたらと思います。お願いいたします。

○木村課長　ありがとうございます。そうですね、中身まで詳しく分析はできてないところですが、私達の感覚としても、やはり観光客の方が増えていて、そういった

方に対する過料徴収が増えてるのかなと思っておりまして、先程玉川委員もご紹介頂いた外国人の方で言いますと、過去に平成30年ぐらいだと、違反者のうち17%程、外国人の方が占めていたところでした。それが昨年度ですと2%程で、令和3年が1%程でしたので、1から2%に上がっています。令和5年度もその傾向は多分、増えているかと思しますので、率が上がっていて、観光客の方、外国人の方への対策というのが今後必要になってきているのかと思います。そういった意味でも、観光地でもある部分が増えてきているような状況はあるのかなと。

一方、状況としまして、先程の広聴もそうですが、この部分が路上喫煙が多いよというお声を戴いたときには、そこを強化して回ったりすることもあるので、メリハリをつけて巡回指導をしている部分もあるので、強化した部分はどうしても過料の件数が増えてくるというようなところもございます。なので、この各地区毎の変動を見たときには、単純にどこで路上喫煙者が増えてるかということだけではない部分もあることを追加でご説明させていただきます。ありがとうございます。

○青木委員長　ありがとうございます。閉鎖型の喫煙所周辺を重点的に見回ったから、この一番上の場所が上がってるという傾向もあるということでしょうかね。

先程小谷委員からありました、観光業者さんなり、観光セクションとの連携という意味で言うと、何か具体的な対応は考えておられてるとか、進んでるとかありますでしょうか。

○木村課長　まだこれからですが、環境局では、ごみのポイ捨ても見てまして、地域の方と一緒に清掃活動等をしていく中で、やはり海外の方が増えて、ごみの問題も増えてきたりしてる所もございますので、そういった所も併せて、特にたばこはポイ捨てされると、そこが吸ってもいい場所と勘違いされてしまうこともありますので、万博に向けて、来られる方にも路上喫煙禁止のことを知って頂く、かつ、そういった方達に捨ててはいけない、路上喫煙してはいけないということも分かって頂くような取組もこれから強化していかないと考えてます。まだ具体的にこれという

ものがなく、検討中でして、本日も局内でそういった内容を皆で意見出しをしていこうと思ってるところです。ありがとうございました。

○堀井局長　　まだ条例が変わってないので、まだ路上喫煙全面禁止という条例化ができていませんので、それができれば正式にというか、色々な所にまた働きかけていけないといけないと思うんですけど、今はまだ路上喫煙全面禁止に向けて取り組んでいますという、ちょっと中途半端な表現しかできないので、また決まれば、例えば空港だとか、鉄道会社だとか、色々な所をお願いしていけないというふうに思っています。

○青木委員長　　ありがとうございます。以前の委員会では、確か外国人の方が入るルートは関空からの観光バス、南海、JRで来るとか、京都、神戸から流れてくる観光バスとか、色々そういうルート、幾つかの所に重点的に、民間の観光会社にも協力頂きながらアナウンスとか、チラシとか、色々な協力が考えられますねみたいな話が、この委員会が出たように思いますので、そういうことも含めてご検討頂きたいと思います。

それ以外、いかがですか。

谷内委員、お願いします。

○谷内委員　　2点ありまして、1点はインターネット調査報告書、昨年度の委員会で報告して頂いたと思うのですが、改めて今、すごく貴重なデータだなと思っています。ただ、ここに載っているものに関しましてはクロス集計がされていなくて、喫煙者と非喫煙者の意見が混ざっているものと、多分、喫煙者だけに聞いている質問とが混ざっている感じがします。例えば最後のQ17にあるものですと、喫煙マナー向上のためにどうすれば効果があると思いますかというのが、非喫煙者と喫煙者の意見では少し違ってたんじゃないかなと思うんです。ちょっと正確には覚えていないのですが、喫煙者の方が新たな喫煙場所の整備というのを求めているというのであれば、やはり、今の方針として喫煙場所を税金をかけて整備していくというのは、こういう

裏づけがあるというので非常に貴重なデータかなと思いますので、もしインターネットなどで公開してるようでしたら、そういったクロス集計も載せて頂けたらと思います。

もう一点ですが、たばこ市民マナー向上エリア団体についてですが、参加人数が少し減っていたり、活動回数が減っているという所、なかなか難しい所だとは思いますが、こういう活動をしている団体のやりがいと言いますか、モチベーションを上げていくような工夫というのにも必要かなと思っています。のぼりですとか、ポケットティッシュですとか、そういったものを提供されてるということなのですが、ちょっと何が良いのか、すぐに思いつくことは、なかなか難しいのですが、例えば、長期間やっている団体や、活動回数が多い団体を表彰するですとか、そういう取り組んでいる方のインタビューを聞いてみて、それをホームページで紹介するですとか、何かやっている方のモチベーションを上げる工夫というのにも考えて頂けたらと思います。

以上です。

○青木委員長　ありがとうございます。今の2点についていかがですか。

○木村課長　ありがとうございます。過去にこのアンケート結果について報告させて頂いたときに、ちょっと今日お配りしてるものからもう少し事務局で分析をして、少しコメントを追加したものを委員会資料としてホームページにもアップさせて頂いてます。まさしく先程の喫煙所の整備、17問目の、マナー向上のためにはどういったことをすれば効果があるかという所は、谷内委員のおっしゃるとおり、喫煙者と非喫煙者では回答が異なってまして、喫煙者の方は新たに喫煙所を整備するのが効果的だというご意見がとても多くて、お配りしている資料には書いていないのですが、72.8%の喫煙者の方が、喫煙所の整備は効果があると回答しています。一方、非喫煙者の方は、路上喫煙に対する規制の充実が果的だというご回答戴いているのが多くて、66.2%、非喫煙者の方はそちらが効果があると回答をされていて、そこは喫煙者と非喫煙者で何が有効と考えているか視点が違っていたということです。

このアンケートは8月に実施して、9月13日の第41回の委員会でご報告をさせて頂いていたと思いますので、また大阪市のホームページをご参考に見て頂けたらと思います。ありがとうございます。

もう一点、たばこ市民マナー向上エリア制度について、確かに谷内委員のおっしゃっているとおり、この間、団体の活動について、他の団体に情報共有がなかなかできてなかったかと思いますので、良い取組については、他の団体にも効果が上がる取組みの可能性もありますので、好事例の情報共有の仕方とか、あとは活動にご尽力されている方達が達成感というか、取組みに対して私たちが感謝の気持ちを伝えられるようなこと、表彰であるとか、先程、参考になる例もおっしゃって頂いたので、そういったことも今後考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○青木委員長　　よろしく願いいたします。それ以外、いかがでしょうか。

佐々木さん、よろしく願いします。

○佐々木委員　　今のご説明頂きまして、なるほどなということでしたのですが、やはり喫煙者と非喫煙者とは意見が違うのですね、求めているものが違うと思います。もちろん喫煙者の人は喫煙室でたばこ吸って、何が駄目だということで、ポイ捨てがと、まず出てます。でも非喫煙者はポイ捨てよりも受動喫煙の方がやはり健康上、気になると思うのですね。だから、やはり喫煙者と非喫煙者が求めているもの、一番求めているものが何かということだと思っんです。だから喫煙者の人は少しでもたばこ吸える場所、喫煙室を作ってほしいというような話が出てくると思いますので、それをやはり解決するには、もちろん少しでも施設を多くするということになるかと思いますが、やはり一番は受動喫煙がいかに身体に悪いかということ、やはり皆さんに周知して頂きたいと、それも思っんですね。

たまたま、この間、5月の31日でしたか、新聞でもちょっと載ってましたが、受動喫煙対策が強化されたということを知ってる人は3割しかいないということですね。知らない人の方が多いと。ですから、やはり質問する相手が喫煙者か非喫煙者によっ

て回答が変わってくると思うんです。まして私達は今、受動喫煙、そしてたばこの色々なことをここで会議して、色々なことを始終思ってますけど、一般の人は、なかなか、そこまで関心しない人がいるんですね。だから、いかに受動喫煙がやはり身体に悪いということを皆さんに周知して頂くことから逆に始まっていくのと違うかなと、ふと思っております。

私も色々な会議をしてる所に、この喫煙の話をしみますと、案外、皆さん知らない。こんなので、本当に上手く成立するのかな、この2025年までにできるのだろうかという話がよく出てるのですが、案外、関心のない人、多いですね。だから、どうしても、やはり皆さん、身体が大事だということをまず意識してもらって、そこから進めていくような話も大事と違うかな。ポイ捨ては、私らも団体でゴミを拾って回って、ああ、ここにもたばこの吸い殻がたくさんあったというような話をよくしてまいますが、まずそれよりも、そういうようなことも大事かなとふと思いました。すみません。

○青木委員長　　ありがとうございました。

○木村課長　　ありがとうございます。また、特に先程申し上げたとおり、条例の改正を整理できたタイミングから、2025年の1月まで、周知期間をしっかりとった形で事業を進めていきたいと思っていますので、その時には健康面の話もありますので、関係局と連携して取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○青木委員長　　受動喫煙につきましてはあれですね、屋内も含めると健康局の方でも色々な周知活動もして頂いてるのですよね、それを強めて頂ければ、屋外での受動喫煙防止にも繋がっていくと思いますので、連携した取組をお願いできればと思います。

○岡村課長　　そうですね、はい。ありがたい意見で力づけられました。ありがとうございます。

○青木委員長　　ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員　この啓発活動、広報を今までずっとやられてこられて、その条例改正した後はちょっとまた違うアプローチで色々やられていくということをお聞きしましたけども、これ、見てますと、例えば成人式でこういう広報活動をやるのか、あと商店街でイベントでやるのか、それはそれで良いかと思うんですけども、基本的にたばこ吸う人の方が少なくて、たばこ吸う人に啓発を重点的にやらないと、吸わない人は多分、こんなポスターも見ないし、動画も見ないし、基本的に関心がないというか、自分の生活と関係ないことだと思うのですよ。ですから今後、令和6年、7年、また条例改正後には、もう喫煙者にいかに周知するかというふうに広報の啓発の仕方をシフトされた方が良いのではないかとということと。

あと、今日も皆さんがおっしゃってます旅行者ですね、これは外国人に限らず、他府県から来た方も含めてやらないといけないと僕は思います。

以上です。

○木村課長　ありがとうございます。また、この取組の中で関係者さんにもヒアリングしたりとか、意見交換する機会を持ったりすることもありまして、そういった際に関係事業者さんもやはり関心をかなりお持ちなので、そういった所にもご協力頂いて、喫煙者の方にも届くような啓発について、また検討してまいります。ありがとうございます。

○青木委員長　ありがとうございました。確かに旅行者は外国の方に限らず、全般的に大事ですよ、それも貴重なご指摘だったと思いますし。

たばこを買う時に、必ず5秒ぐらい何かを見ないとたばこを買えないとか、店舗での宣伝みたいなものもあっても良いかもしれませんね。よくあなたは成人ですかと、押したらレジが通るみたいなものがあるので、そこで全面喫煙禁止ですというのを見たら買えるみたいなものがあるかもしれません。いや、すみません、思いつきで言ってるんですが、色々工夫ができるかなと思います。

では、この議題につきましては、この辺りとさせていただきますが、また今年を取組を、さらに出た色々なご意見も踏まえて取組を進めて頂ければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第2の議題に参ります。前回議論頂きました条例改正につきまして、前回の委員の皆様のご意見も踏まえて、さらに大阪市の方で条例改正の基本的な方針についてご提案がありますので、事務局からご説明を頂きます。よろしくお願いいたします。

○木村課長　　そうしましたら、資料2、条例改正（案）の概要についてをご確認ください。資料に即してご説明させていただきます。

1枚めくって頂きまして、復習にもなりますが、今後、大阪市全体の市内全域の路上喫煙禁止に向けては、諮問に対する先生方の意見を戴いて、中間答申で一旦まとめてきましたが、その後の議論を、最終答申という形でまとめ上げる予定です。最初の諮問の時にもご紹介させて頂いていた条例改正の背景ですが、まずは健康増進法の改正であるとか、それに伴って大阪府子どもの受動喫煙防止条例や大阪府の受動喫煙防止条例の制定がありまして、そういったことも踏まえて、喫煙をめぐる社会環境というのが、昔から大きく変化をしてきているものです。

さらに、大阪市は国際観光都市をめざしており、2025年の大阪・関西万博の開催というのは本当に重要な機会になりまして、その万博の開催理念であります「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現という理念に照らすと、市内全域での路上喫煙禁止に向けて取組を進める必要があると考えております。

この間、頂きました議論を踏まえた方針として整理したものを説明させて頂いて、それにご意見戴けたらと思っております。

まずは禁止対象となるたばこの種類についてです。2ページ目に主な意見を（1）として記載しておりまして、（2）として事務局の方針案をまとめております。加熱式たばこにつきましては、この間、委員会の中でも、たばこの葉を使っているものはたばこだということ具体的に説明した方が喫煙者の方には分かり易いのではないかと

というご意見を戴きました。

また、電子たばこについても一定、勉強を一緒にさせて頂いたところですが、電子たばこを除外することによって、加熱式たばこの喫煙者の方が勘違いして路上喫煙をしてしまうような懸念があるのではないかというようなご意見もございました。

一方で、電子たばこの利用者というのは本当に極少ないということが分かっていますので、そこに議論が引っ張られるのは良くないのではないかというご意見もございました。

方針案としては、大きくは健康増進法に準じた規定を新設していきたいと思っております。なので、たばこ事業法で定められているたばこを規制対象としたいと考えてまして、規制対象に電子たばこは含めず、加熱式たばこのみを追加するというふうに考えております。電子たばこについてはニコチンが基本的には含まれてないものですから、たばこ事業法においてもたばこという扱いにはなっておりませんので、そういったことを勘案して整理をしたいと思っております。

続きまして、3ページ目に移りまして、路上喫煙の禁止とする場所の範囲についてですが、前回ご意見戴きました内容を（1）にまとめております。主な意見として、まずは国や地方自治体が管理する公共の場所をまず禁止して、基本的には民間の方達の財産権を侵害しないような形で整理をした方が良いだろうと。一方で、受動喫煙の問題とか健康面を考えると、周知や指導部分についても所有者の協力を得られることを前提としながら、禁止区域としていくことも必要ではないかというご意見もございました。

3つ目もそうですね、その2つの意見を勘案した形のご提案でしたが、所有者からの申請等に基づいて、私道、私有地についても禁止地区に追加できるようなことを検討したら良いのではないかというご意見を戴きました。

民間の管理地も含めて全面的に過料対象とする調整はなかなか不可能だと思うので、全面的に路上喫煙をしないような規定、努力義務規定等を置いて、禁止区域は区域で

しっかりと定めていくのはどうかというようなご意見を戴きました。

それを踏まえまして、(2)として、方針案をまとめております。現行条例で全面的に路上喫煙の禁止の努力義務規定があり、それは残しておいた方が、民間管理地の公共的な部分についても喫煙者の方に吸わないように促すことができるので、その規定は残していくと。その上で、国、地方自治体が管理するものを中心としながら、道路、広場、公園などの公共の場所を禁止地区として定めて、禁止地区内の違反者には過料を適用していくというような、2段階の定め方で規定をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、それ以外の場所、公が管理する場所以外の取組についてでございます。主な意見としましては、主要な道路に接しているような公開空地については禁止区域とすることについて協力を得られるように働きかけた方が良いのではないかというご意見であるとか、公開空地を禁止地区の対象外とした場合に、公開空地内の喫煙者は過料徴収にならないけど、そのすぐ横の歩道での喫煙者は過料対象になるということで、喫煙者の方にとって納得しづらいのではないかというようなご意見を戴きました。

また、灰皿が私有地に置かれてるようなケースについても、灰皿を撤去してもらうのではなくて、今、大阪市が実施している補助制度を活用して、きちんとした喫煙所を作ってもらえば、防止に繋がるのではないかというようなご意見を戴きました。

それを踏まえまして、事務局の方針案としても、私有地についても本市が必要と認めるような地域については、本市からの要請であるとか、土地・建物管理者の申出によって禁止地区として対象とできるような規定を追加することを考えております。また、これまで、土地・建物管理者に対する明確な規定というのはなかったのですが、きちんと土地・建物管理者に対しても、受動喫煙や煙による迷惑を生じさせるおそれのある場所に禁煙表示をして頂くであるとか、灰皿等を道路等に広がって吸うおそれがあるような場所に置かないように配慮して頂くような努力義務規定を追加することを考えております。

また、本市としても土地・建物管理者に対して啓発を行うとともに、自主的な禁煙の対策等を取って頂くような必要な施策を実施していきたいと考えております。

続きまして、その他としまして、この間、報道等でもあったとおり、道路交通法の改正で、特定小型原動機付の自転車の関係についても整理がなされたことを踏まえて、今、条例の中で自転車等というふうに、私達が想定していたのが自転車と自動二輪車だったのですが、キックボードに乗りながら喫煙されてる方についても処分対象にしたいと考えておりますので、そう読めるように、きちんと規定を整備していきたいと思っています。

今日、ご意見を戴いた上で、広く市民の方達にも現在の取組方針についてご説明させて頂いて、パブリックコメントという形で広くご意見を戴きたいと考えております。意見募集については1か月間ぐらい設けたいと思っておりまして、7月の下旬から8月の下旬までで実施したいと思っておりまして、具体的にはパブリックコメントの手続に関する指針に即して実施します。結果の公表については、皆さんから戴いた意見を踏まえて整理した上で、9月の下旬ぐらいに公表していきたいと思っております。この間の広聴や委員会でも、かなりこの問題については様々な意見を戴いており、それぞれの視点によって意見が異なりますので、広く募集して、良い意見をできるだけ吸い上げて整理をしていきたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○青木委員長　　ありがとうございました。

それでは、それぞれ幾つか、大きく分ければ3つなのかもしれませんが、それぞれ前回の議論を踏まえてまとめて頂いてますが、それに対するさらなるご意見とかご質問も含めて、それぞれの委員の皆さんからお出し頂きたいと思えます。どの論点でも結構です。

では谷内委員、お願いします。

○谷内委員　　パブリックコメントは、どの部分をお示しした上で集めるものなので

しょうか。この改正条例の概要ですかね。それか、改正条例自体や条例本文になった形でお示しするんでしょうか。

○木村課長　ありがとうございます。今回、パブリックコメントを戴くタイミングでは、まだ条例改正案まで詰めたものをお示しするのではなくて、方向性について、ご意見を戴こうと思っております。2025年の1月に向けて、大阪市としては市内全域を路上喫煙禁止にしていくということ、一方で、きちんと喫煙マナーを守って頂くための喫煙場所は整備を行っていきますということをご説明した上で、こちらの資料で言うと、条例改正の背景の部分や、方針案の部分をもとめたものをお示しして、ご意見を戴こうと思っております。

○谷内委員　少し懸念しているのが、パブリックコメントを書く市民の方が言葉をしっかりと理解して頂けるかというところです。最初の方にありました紙巻き、加熱式、電子たばこの違いですとか、あと公開空地というのがどの部分を指しているのかといった所で少し誤解が生まれると、パブリックコメントにも少し誤解が含まれた意見が出てきてしまうので、その辺りについてはきちんと説明を加えた上で出して頂けたらと思います。

○青木委員長　全体にその方針案というのは非常に簡潔でして、前回、我々に出して頂いた資料は詳しく、公開空地や、道路とは何かとか、広場とは何かとか、公園は何かと詳しく前回はして頂いてますよね。ああいうレベルのものがないと、今、谷内委員がおっしゃって頂いたような誤解に基づく様々な意見というのが出て、あまり前向きじゃない意見も出てしまったりすることを心配しておりますね。そこは是非、パブリックコメントの字数制限もあるようではありますが、そこを何とかいくぐって、詳しくして頂いた方が良いのではないかと思います。

谷内委員、他に。そこの点で良いですか。

○谷内委員　ありがとうございます。

○青木委員長　ありがとうございます。いかがでしょうか。

玉川委員、お願いします。

○玉川委員　ありがとうございます。方針案3つございまして、禁止の対象となるたばこの種類、それから路上喫煙を禁止する場所の範囲について、以上は方針案について、これまでの議論を踏まえたものを取りまとめているなというふうに思っています。3点目の路上喫煙を禁止する場所以外の出組の所なのですけれども、何点かご質問させてもらいたい所がございます。

まず1つが、方針案の方の1つ目ですけれども、私有地についても本市が必要と認める地域という所で、この土地・建物管理者からの申出があったものというのとは分かると思うんですけれども、本市から要請したものという所は、この本市から要請したものだけで本市が必要と認めるものということになって、その本市からの要請があった私有地は自動的に禁止地区の対象とすることができるということなのではないでしょうかというのが1点です。

それと2つ目の文章ですけれども、土地・建物管理者に対して禁止表示をすること並びに灰皿等の喫煙設備を設置しないように配慮するという、こちらにつきましても、一方で屋外についても喫煙所は設置できるということは認められてるはずで、また、かつその今、喫煙所の整備を大阪市さんとして進められてる中ではあるのですが、ここについては灰皿等の喫煙設備を設置しないようにするという、少し矛盾してるのではないのかなと。そこも少し教えて頂きたいと思います。

3つ目の、先程の谷内さんがおっしゃったパブリックコメント、私も非常に気になっておりまして、この方針案をパブリックコメントにかけるというのが一般的なのか、それとも条例になった時点でかけるのが一般的なのか、その辺については市民の皆さんの誤解とか招かないような形が望ましいのではないのかなというふうに思っています。

以上でございます。

○木村課長　ありがとうございます。まず1点目の、本市からの要請で本市が必要と認める地域という部分については、すみません、括弧書きで書かせて頂いているの

は、きっかけといいますか、働きかけをどちらからするかということで書いているのですが、もちろん土地・建物所有者の方にきちんとご了解を得ないと、民間の管理地を禁止対象にすることはできないと思ってまして、想定しているのが例えば、ここには皆さん、公共の場所としてたくさん行き来されるような広場部分であったりとか、そういった場所について本市から働きかけて、ここを禁止地区にしたいのですが、どうでしょうかということで、土地所有者の方にご了解得た上で禁止地区とするような形で、これまで禁止地区を6地域指定する時にご協力頂いていたような形でやっていくことを考えております。

2点目の、灰皿等の喫煙設備を設置しないようにというところについては、この文章だと少し説明が足りないのですが、前回頂いていたとおり、きちんと本市がこういった形であれば受動喫煙とか、煙の迷惑が生じないような形で喫煙所に成り立つだろうというものについては、本市の指針等を満たすようなものを作って頂くように助成制度を活用して頂くというのとは一方でありながら、先程あったような、例えば店舗前のすごく狭い所に灰皿を置いて、そこでは吸えなくて、道路側からしか吸えないような所に置いていたら、それはどうしても路上喫煙を防げない喫煙場所になってしまうので、そういった所には設置しないように、あくまでも努力義務にはなりますが、こちらが働きかける際の根拠になるような規定を置けたらと考えております。

もう一点、頂きましたよね、3点目。

○青木委員長 3点目は、この段階でパブコメにするのか、条例になってからか。

○木村課長 はい、そうですね。これからの予定として、私達が考えているのが、まずは広く方向性についてご意見を戴くと。その時には、中身はこれから相談にはなるのですが、この委員会ではかなりご説明もさせて頂いて、意見も戴き、取りまとめてきているところですし、委員会資料は議事録等も含めてホームページに掲載していますので、そういったものも参考としてご紹介しながら、意見を戴くような形で、参考になるものを追加できるかについて、今後検討したいと思います。

その上で、パブリックコメントでご意見を戴いて、それを踏まえた本市の対応案も考えまして、次の委員会でパブリックコメントの結果がどうであったかということをご説明させて頂いた上で、最終答申の案もご提示させて頂いて、そこに修正を入れながら答申案という形にまとめていきたいと思っております。最終答申を踏まえて、条例の改正案を作りまして、それについては市民の代表である議会に上程いたしまして、議会でもかなり関心を持って頂いてる事項ですので、ご意見を戴いた上で最終的に条例を改正していく流れになる予定です。

段階的にそれぞれのご意見を戴きながら、少しずつ修正を加えながらやっていくというような流れになっておりまして、まずは禁止対象の場所がかなり広がりますので、今の本市の計画として条例を改正する方向性について広く市民の方からご意見戴きたいと思っております。

○青木委員長　　玉川委員、追加でどうぞ。

○玉川委員　　すみません、今のご説明の確認なのですが、まず1点目の路上喫煙を禁止とする場所以外の取組の所で、こちらについては本市からの要請や土地・建物の管理者の申出があって、両者が了解したものについては禁止地区の対象とできる規定を追加する、こういう意味ということでしょうか。分かりました。

それと2点目の、灰皿等の喫煙設備の所については、私有地なので、基本的にはそこに置くかどうかというのは、その土地・建物管理者の考えによるものだと。けれども、そこが余りにも狭過ぎて、吸う方が路上にはみ出ると、それは路上喫煙の禁止の対象ということになるので、そういう方を指導するための努力義務の規定としてこれを入れときたいということでしょうか。分かりました。

それと3点目のパブリックコメントの件なんですけれども、そこにつきましては、これまでの委員会の資料がホームページにあるということなんです、おそらくパブコメを出される方は全部見られる方はいらっしゃるというふうに思いますので、このパブコメの何か文章が上がっている所に、同じような形でこのパブコメに関する

資料集なのか、何かというのがあって、先程谷内委員がおっしゃったような言葉の定義であったりだとか、そういったことを書いたものが、それも関係するものになると思うんですけれども、何かを設ける形にしないと、委員会の議論の過程はこのホームページに上がってますので、ここで見てくださいということでは多分、実質的なことにはならないのかなというふうに思いました。

以上でございます。

○青木委員長　ご指摘のとおりだと思いますので、パブコメのページの中で完結するような資料として提供頂きたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。特に道路とかですね、公園も公的な公園と民間の公園とか、いろいろ読む方は関心がありますが、入るのか入らないのか、おそらく今日の文章では全く分からないですね。国や地方自治体が管理するものを中心としてと書いてありますから、中心としてということは中心じゃないものはどんなものかということになっていきますし、そこら辺も含めて、よく分かる、対象はここで、大阪市が提案してるのは、これとこれとこれは基本入りますよ、これとこれとこれは基本入りませんよということが分かるような説明が必要だろうなというふうには思いますね。

他の皆さん、いかがでしょうか。

山内委員、お願いします。

○山内委員　7ページのその他の所で、自転車等の要望が出てくるというのは、これはあれですかね、条例が規制する人の対象として、市内を歩いている人及び自転車等に乘ってる人は喫煙してはいけない、そういう内容になるからですね。そうすると、これも既に検討済みでしたらすみません、公道を自動車で走ってて、例えば窓を開けて吸ってるような人はどういう形の規制になりそうでしょうか。

○木村課長　ありがとうございます。自動車については、車内は健康増進法の中でも規制される対象の屋内扱いに。

○岡村課長　プライベート空間ですから。

タクシーとか運転手がいらっしゃれば、吸わないでくださいということにはなってます。ですので。

○青木委員長　もう一回、マイクを通してお願いします。

○岡村課長　すみません。健康増進法では車内というか、タクシーとか旅客運送業の方はもちろん駄目です。ですけれども、普通にご家族の方が乗ってらっしゃるとか、そういう所は今、プライベートの扱いになってますので、特段、その方を健康増進法によって取締りに行ったりとか、そういうことはできませんというのが実態です。

○木村課長　路上喫煙対策においても、車内部分については規制の対象にはし難いと思っておりますし、基本的には自動車は車道部分を走るので、私たちが保護したいと言いますか、一般的に歩いていたり、自転車に乗っている子ども達等、守りたい方達より一定離れているので、車に乗車中の喫煙までは、これまでも条例の規制対象とはしてこなかったところです。一方で、自転車や自動二輪車、キックボードというのは、もし火をつけて走ってたら、この条例の目的である環境、ポイ捨てもそうですし、健康面もそうですし、火傷とか、もしそれが火災とかに繋がってもいけないし、防止すべき内容になってくるので、それは規制対象にしないといけないと思っております。

○山内委員　はい、分かりました。そうすると整理としては、自家用車がプライベート空間であるのはよく分かりますので、そうするとあれですかね、全面的な路上喫煙禁止の努力義務がそこに適用されるという、そういう整理になるのですか、もしくは全く何も適用されないということになりそうでしょうか。

○木村課長　ありがとうございます。そこまであまり深くこちらの方は議論してなくて、困るのは車から、例えば窓から手を出して吸ってるような状況ですね、そこまでの指導まではなかなかできていなくて、そこまで踏み込めるかということ、なかなか難しいのかなとは。交通安全上の配慮義務なんかでは、もしかしたら違った観点からは配慮しないといけなかったり、それは一般的にあまり望ましい行為ではないと思うのですが、それをこの条例をもって規制したり指導するところまでは、なかなか、

そこまではまだ難しいのかなと思っておりますが、また考えてみます。ありがとうございます。

○山内委員 個人的にちょっと細かいことですが、気になったので質問しました。ご検討をお願いします。ありがとうございました。

○青木委員長 ありがとうございます。現行条例でいきますと、路上喫煙を禁止していて、路上喫煙というのは道路等において喫煙したり、たばこを持ってることで、道路等の中には車中が入ってないので、確かに道路の上を車は通ってるわけですが、でも多分、道路等の中には、道路の上に載っている車の中で吸ってるのが入らない定義になってるという認識だと思いますので、もし改正するとしたら、この部分の道路等の定義の中に、車の中で吸ってる人を入れるかどうかという議論になるだろうと思います。もしそういう積極的に、それも入れるべきだというご意見があれば、またお願いできればと思います。

○山内委員 はい、分かりました。

○青木委員長 その他、いかがでしょうか。

小谷委員、いかがですか。

○小谷委員長代理 今のところございません、大丈夫です。

○青木委員長 ありがとうございます。

私の方から、論点の整理なのですが、この路上喫煙を禁止する地域の中に私有地も、先程ご質問があったように、本市からの要請や申出に基づいて必要なものが入るといふふうにされるのであれば、それは路上喫煙を禁止する場所の方の項目に入れたほうがいいのではないかと思うのですね。つまり2の方ですね。場所の範囲としては、原則が公的なもので、例外的に私有地でも路上喫煙を禁止する場所が入るという理解だと思うので、この項目は2番に入れる方が多分、条例の仕切りもそうになっていくと思いますので、その方が良いのではないかなと思いました。

それから、今に関係しますけれども、土地・建物の管理者から申出があっても、

本市が必要と認めないような場合というのものもあるのでしょうか。つまり、是非入れてほしいと言われたら全部入れるのか。それとも、入れてほしいと言われても、市としてはそこはどうかなのというのものもあるのでしょうか。

○木村課長　ありがとうございます。そうですね、想定しているのが、本当に通行者があまりいないような道路とか場所について、例えばその所有者の方が自分で掃除をしたりとか、喫煙者の方を注意したり、禁煙表示するのが、大阪市でやってよという感じで、全部が全部、大阪市に依頼されても、なかなか対応しづらいつらいかなというところもありまして、その場所を過料徴収の対象にすることに、公益性がある場合は必要な地域として認めていくというような形で、場所に応じた対応をした方が良いかと思っております。今回、全域の路上喫煙を禁止にすることは、行政だけではなくて、土地所有者や管理者の方にも少しそういったことを踏まえた対策を取って頂きたいので、努力義務といった形で配慮して頂くようお願いしたいと思っております。過料徴収対象とする場所については、本市が場所を見ながら判断していくような規定にしたいと思っております。

○青木委員長　ありがとうございました。

それ以外にご意見、ご質問ございませんか。

1点確認ですけど、広場とか公園というのは、公設のものはもちろん入るわけですが、民間の広場、公園というのはどんな感じになっていくのでしょうか。

○木村課長　そうですね、前回の議論の時に、駅前の広場等もご紹介しましたが、そういった場所については所有権が入り組んでいて、民も持っていたり、官も持っていたりとかという部分もあるのですが、そういった所はできるだけ規制対象にしていく必要があるかと思っておりますので、そういった場所を特に、この必要と認める地域という形でしていきたいと考えております。

○青木委員長　近藤委員、お願いします。

○近藤委員　パブリックコメントを聴かれる、広く意見、パブリックコメントに限

らず、これから色々な人から色々な質問が出てくるかと思うのですが、これ、我々、このメンバーで随分長くこのお話をさせて頂いてても、この3つを読むと、ちょっとかなり難しいというか、ましてや初めて見た人なんていうのは、ちょっと何のことかというのが分からないと思うので、是非、具体例で入れて頂くと分かりやすいかと思うんですよ。例えば、こう色々書いてますけど、それは例えば飲食店がお店の中でたばこ吸えなくなったから、お店の外に、道路に灰皿を置いてますと、これは駄目ですと、こういうのは駄目ですと。例えば私有地、私有の何か空き地があって、そこに灰皿を置いて、これはオーケーですとか。それぞれがどういうことを想定してるかという具体例みたいなことを添えて説明していく方が、みんな分かり易いのではないかなと思います。

玉川さんがおっしゃいましたけども、今日頂いた方針だけ見ると、市の方がかなり強制的に、できる、できる、できるというような感じの文言になってますので、いやいや、そうじゃなくて、これはあくまで話し合いだったら話し合いということは、きちんと説明頂くと良いと思います。

○青木委員長 ありがとうございます。そうですね、具体例とか、何かQ&Aとかあると良いのですけれど、パブリックコメントの段階でどこまで工夫できるかということはあると思いますが、是非ご検討頂きたいと思います。

その他、いかがですか。よろしいですかね。

それでは、今日色々ご注文が出たと思いますが、基本的な方向性については、概ね委員の皆様も方針案にはご了解頂いたということだと思いますが、パブリックコメントに当たっては、やっぱり分かり易くしないと有意義なパブリックコメントにならないのではないかということもありますので、是非そこは工夫の上、お願いをするようにして頂きたいと思いますので、事務局の方で、大変だとは思いますが、是非よろしくお願いたしたいと思います。

以上で、では、この条例改正案の概要につきましては、議題としては終了したいと

思います。ありがとうございます。

では、その他なのですけれども、もう一点、報告事項にはなりますけれども、例の民間の喫煙所設置に関しての補助事業等の進捗状況を含めてご報告を頂きたいと思えます。お願いいたします。

○木村課長　すみません、口頭になります。前回、補助制度についてご紹介させて頂いて、おかげさまで結構、報道機関さんとか関係事業者さんが関係者にもご紹介頂いたこともあって、問合せがかなり来ています。商工会議所の紙面にも載せて頂いて、ありがとうございます。もう100件、150件ぐらいの相談が来ていまして、相談なので、具体的に設置までどれだけ進むかというものもございまして、そこに設置する公益性があるかどうかということも大阪市全体のバランスの中で考えていかなければいけないものになります。かなり好評でして、私達もそうですし、民間の方達も喫煙所を整備していく必要性等も感じられているのかなというふうなご相談が多くございます。

民間で設置頂けるメリットとしては、管理者がすぐ近くにいらっしゃるというところもありますし、これから何か建てられる時に、総合的に建物の中に上手く配置して頂けるとか、そういった所が公共で場所を造って整備していくのとまた違った利点等もあるのかなというのが私達も感じているところです。

一方、公設置部分についても、かなり候補地を出して、市の内部で検討を進めているところなのですが、基本的には条例の対象になる公園とか、道路であるとか、そういった場所を中心として候補を選んできているところなのですが、どうしても大阪市、都心部になると地下に施設もあつたりするので、その影響でここに造りたいと思っていたけど、なかなか造るのが難しいとか、色々絞っていく中で課題が出てくる部分もありまして、今の公設の候補地で上げている部分と、民間からここに造りたいというふうに手を挙げて頂いた部分を一緒に合わせながら、全体のトータルで、それぞれの区の昼間人口を踏まえて、どういうふうを整備していくかを今、整理しているところ

ろでして、中間答申で特に官民連携で民間にも協力頂いてとまとめて頂いていたのが、思いの外ご協力頂ける方達がいらっしゃりそうなので、そこはこの間の委員会での議論が上手く実ってきているのかなと思っております。状況でございます。

○青木委員長　ご報告を頂きました。

何かご質問等ございませんか。

玉川委員、お願いします。

○玉川委員　ありがとうございます。今、非常に順調にお問合せもあってということで聞いて、少し安心いたしました。そういう意味では、今年度の予算か来年度の予算がつくのですね。今年度の予算がついたものというのは、今年度中に建設が始まるという、今年度中にもうできてしまうという所まで行くのでしょうか。

○木村課長　ありがとうございます。補助金としては2種類あって、建設の費用に対する補助と維持管理に対する補助があります。建設については今年度の補助事業になりますので、今年度中に完成までして頂くことが前提になってきます。一方、維持管理については供用開始からということになりますので、5年間を条件としておりますので、5年間は喫煙所として整備して頂くということになりますので、5年間、それぞれ維持管理して頂くことになります。

○玉川委員　ありがとうございます。ということは、今年度中にもう第1号の所とか、今年度、そういう意味では補助した所は完成するということになるということですので、是非、例えば第1号とか、そういうのはマスコミさんにも非常に受けると思うのですよね。それを是非広報して頂いて、それと併せて2025年からこういう制度が始まるということをもう一度PRしていく良いきっかけになるのではないかなというふうに思います。是非よろしく願いいたします。

○木村課長　ありがとうございます。

○青木委員長　是非、また事前に教えて頂ければ、第1号に。

これ、あれでしょうか、問合せのあるエリアというのは大阪市内全域にわたってる

のか、あるいはやっぱり従来の禁止地区界限なのか、その辺りはいかがですか。

○木村課長　ありがとうございます。おっしゃって頂いてるとおり、やはり禁止地区の部分というか、都心部分ですね。大阪市の中心部分のご相談が多くて、特に北区、中央区の相談が多いような状況です。なので、特に私達も作る場所がない部分に手を挙げて頂けているので、そこは本当にありがたいと思っております。一方で、周辺区部分については、これからきちんと場所を確保していかないといけないかなという所で、そういった所も、ぼつぼつと相談があったりするので、補助制度を上手に活用して頂けたらと思っています。ありがとうございます。

○青木委員長　ありがとうございました。

　　その他の方からのご質問はよろしいですか。大丈夫ですか。

　　では、その他の議題も以上とさせていただきます。

　　本日本定していました議題は以上になりますが、委員の皆様から、この際にということがあれば、何かございましたらご発言を頂ければと思います。

　　すみません、私がこの際、難波で仕事をしておりますが、今、難波公園エリアの工事を10月までずっとやっておりますが、確かにここでは喫煙してはいけませんよというのを工事をしているフェンスのところに貼って頂いてるんですけど、数か所にわたり。大変地味で、何を書いているかは有識者である私のような者が見ても、ああ、これ、例のやつだなと分かるのがようやくという状態です。他の別で貼ってる別のものの方がとてもカラフルです。もう本当にあれだとちょっと読む人いないかなという感じがありまして、もうちょっと何か工夫ができると良いなというふうに思っております。日々通っておりますので、よろしくお願いいたします。

○木村課長　ありがとうございます。難波の喫煙所についても、今、従来の開放型のものから、もう少し煙の迷惑が生じないような形に、今ちょっと関係者と一緒に調整しているところでして、また委員会でもご報告をさせて頂きたいと思っております。ありがとうございます。

○青木委員長　それでは、以上で本日の議題は終了とさせていただきます。どうも委員の皆様にはご協力ありがとうございました。以上で46回を終了させていただきます。ありがとうございました。

○事務局（楠本課長代理）　それでは、本日は青木委員長をはじめ、皆様には大変お忙しいところご審議を賜り、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

閉会　午前11時45分